明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

一　○ガス事業法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲等を定める省令（**経済産業**六八）

二　○電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令（**同**六九）

〔告　示〕

二　○琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めた件（**総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境**一）

三　○半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件（**総務・農林水産・国土交通**一七）

三　○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**農林水産**一一六三）

四　○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一一六四～一一七一）

四　○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（**経済産業**一四二）

五　○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（**同**一四三）

六　○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（**同**一四四）

六　○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（**同**一四五）

六　○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（**同**一四六）

六　○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件を改正する件（**同**一四七）

七　○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**七二九～七三一）

八　○道路に関する件（**九州地方整備局**八五、八六）

〔国会事項〕

八　内閣　内閣府　外務省

〔人事異動〕

八　内閣　内閣府　外務省

〔官庁報告〕

八　官庁事項

八　旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）

八　甲種危険物等取扱責任者登録消防講習実施機関の登録事項の変更（国土交通省）

八　甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更（同）

九　登録安全担当者講習実施機関の登録事項の変更（同）

九　法　務

九　公証人任免（法務省）

九　国家試験

九　平成二十八年熊本地震に伴う採用試験の実施に関する特例の公告（人事院）

〔公　告〕

二九　諸事項

三〇　**官庁**

三〇　割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の許可の取消処分関係

三〇　**裁判所**

三〇　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

三〇　**特殊法人等**

三〇　公立学校共済組合定款の一部変更関係

三〇　**会社その他**

省　令

○経済産業省令第六十八号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第四項第一号及び第二号、第五項並びに第七項の規定に基づき、ガス事業法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲等を定める省令を次のように定める。

平成二十八年五月十日

経済産業大臣　林　幹雄

ガス事業法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲等を定める省令

（託送供給）

第一条　ガス事業法（以下「法」という。）第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲は、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動とする。

2　法第二条第四項第二号の経済産業省令で定める範囲は、当該他の者のガスの需要の量の変動とする。

（一般ガス導管事業に該当しない導管の要件）

第二条　法第二条第五項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

一　十二A及び十三Aのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる十二A及び十三Aのガスグループをいう。次条第一項において同じ。）以外のガスグループに属するガスを供給する導管

二　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。）において発生させたガスを供給する導管（前号に掲げるものを除く。）